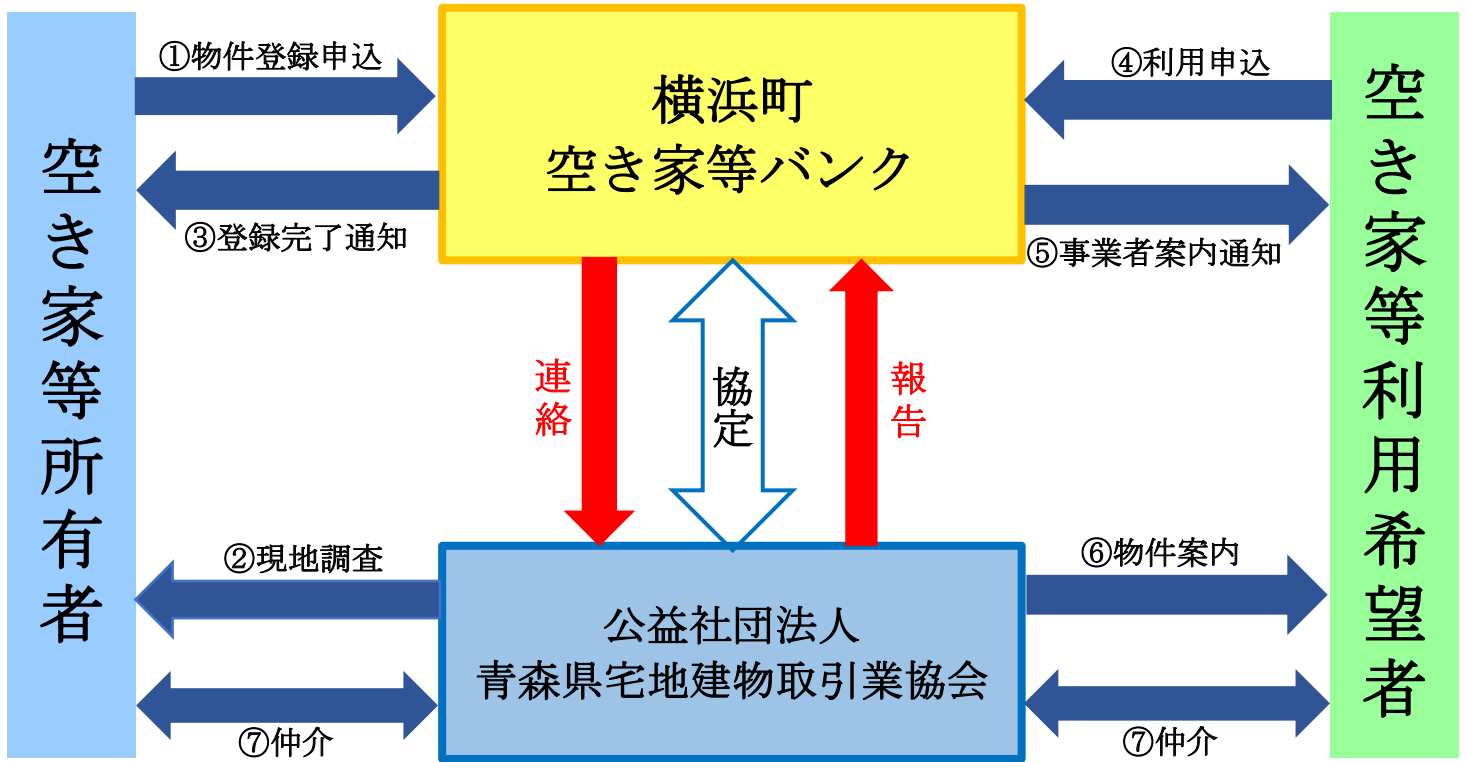


横浜町空き家等バンク運用イメージ



①物件登録申込

賃貸・売買を希望する空き家・空き地について、空き家等バンクへの登録を申込みます。

②現地調査

町が指定する事業者と所有者立会いのもと、物件を調査します。

③登録完了通知

物件調査の結果等をふまえ、空き家等バンクへの登録完了通知をします。

④利用申込

町のホームページ等で物件を確認し、物件の案内、利用について申込みます。

⑤事業者案内通知

物件の案内や賃貸・売買の仲介を行う事業者をお知らせします。

⑥物件案内

事業者が物件を案内します。

⑦仲介

賃貸・売買の契約については、事業者が仲介を行います。
(町は仲介行為を行いません。)

